

橋管財 号外
平成18年12月 5日

市内業者各位

橋本市長 木下善之
(公印省略)

現場代理人の常駐に関する取り扱いについて

このことについては、建設工事請負契約書第10条第2項において、現場代理人の設置、常駐を義務付けており、また、橋本市建設工事における配置技術者等認定要領第2条においても、「請負契約の適正な履行を確保するため、・・・工事現場に常駐する者をいう」と定義されていますが、下記の場合においてはこの限りではないものとしますので、留意して下さい。

なお、橋本市が発注する建設工事においてのみ適用するものとします。

記

工事完成期限より早期に現場作業が終了し、別紙「建設工事現場作業終了届」が提出された場合は、現場代理人の当該建設工事現場への常駐は必要ないこととします。なお、提出にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

1. 「建設工事現場作業終了届」は当該現場作業のみ終了した場合、入札等に参加するにあたり必要な技術者等を確保するために、任意に提出するものであり、当該現場作業が終了し関係書類等を添えて提出される「完成通知書」とは異なります。
2. 「建設工事現場作業終了届」を当該工事担当課・室・所の監督職員に提出し、各課・室・所から受取った「建設工事現場作業終了届」の複写（各課・室・所の受付印の押印のあるもののコピー）を、管財課技術調査係まで、速やかに提出して下さい。
3. 「建設工事現場作業終了届」が提出され、これを管財課が受理したときは、受理した日の翌日から適用となります。
4. 主任技術者については、「完成通知書」を提出し受理されるまでは、配置する必要があります。